



■人間学科 教職課程受講条件(1)

受講許可基準(2)	第1 Semester	所定のガイダンスに出席し、かつ、受講申請書を期日までに提出していること(3)
	第2 Semester 終了時(4)	第1 Semester、第2 SemesterともにGPA2.30以上であること
	第4 Semester 終了時(5)	①第3 Semester、第4 SemesterともにGPA2.30以上および第4 Semester 終了時の累積GPAが2.30以上であること ②人間学科履修条件をクリアしていること
継続判定基準	第2 Semester 終了時	第1 Semester、第2 SemesterともにGPA2.30以上であること
	第4 Semester 終了時	①第3 Semester、第4 SemesterともにGPAが2.30以上であること ②人間学科履修条件をクリアしていること
	第6 Semester 終了時	①第5 Semester、第6 SemesterともにGPAが2.30以上であること ②人間学科履修条件をクリアしていること ③事前指導「P」評価を得ていること ④「教職概論」「教育原理」「学習・発達論」「社会公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」もしくは「社会科指導法(中学)Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していること

- (1) 休学・留学を考えている者は、事前のできる限り早い時期に教職担当に相談すること。休学・留学をする場合、休学・留学の時期、履修状況、事前相談の時期等によっては、4年間で教育職員免許を取得することが不可能となる。
- (2) 教職課程受講が許可された者には、教職課程受講者用の卒業要件が適用される。
- (3) 「教職課程の受講登録・継続申請」については8頁を参照。第3 Semester以降に教職課程の受講を開始することを希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (4) 第1 Semester時に受講登録申請を行わなかったものに対する受講許可判定である。受講許可規準を満たした場合、第3 Semesterより教職課程の受講ができる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。
- (5) 第2 Semester終了時に継続判定規準もしくは受講許可規準を満たせなかった者に対する再判定である。指定の期日までに所定の書類を提出した場合、第4 Semester終了時に、再度受講判定を受けることができる。受講許可基準を満たした場合、第5 Semesterより教職課程の受講ができる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。

■英語教育学科 教職課程受講条件

受講許可基準	第1 Semester	入学時に「英語教員養成コース」を選択し、入学後に受講申請書を期日までに提出していること(1)
継続判定基準	第2 Semester 終了時(2)	①ELF102までの単位を修得していること ②累積GPAが1.80以上であること
	第6 Semester 終了時(3)	①TOEIC700点以上(あるいはIELTS5.5、TOEFLiBT70、英検準1級以上)を取得していること。あるいは、累積GPAが2.40以上であること ②事前指導「P」評価を得ていること ③「教育実習」「教職実践演習」以外の「教職に関する科目」の必修科目を修得済みであること

- (1) 「教職課程の受講登録・継続申請」については8頁を参照。第3 Semester以降に教職課程の受講を開始することを希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (2) 第2 Semester終了時にELFコミュニケーションコースから英語教員養成コースにコース変更する場合、この継続判定基準を満たしていることが必要である。なお、コースを変更すると卒業要件が変わるので注意すること。
- (3) 第6 Semester終了時にこの継続判定基準を満たした者は、第7 Semester以降に教育実習を行うことができる。基準を満たせなかった場合は、教育実習を行うことができず、卒業時に教員免許状を取得することができない。